

個人情報保護審査会細則

制定 平成24年 7月13日

改正 平成29年 3月14日

改正 平成30年 9月 4日

改正 平成31年 3月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、個人情報保護規程（平成24年3月27日制定。以下「規程」という。）第35条の規定により、保有個人情報の開示諾否決定、訂正諾否決定、利用停止諾否決定に関する審査請求に係る個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、常務理事、総務施設課長、文化事業課長、スポーツ事業課長（以下「委員」という。）をもって組織する。ただし、諮問される審査請求について、当該審査請求に係る個人情報を主管する課長は、除くものとする。

(会長等)

第3条 審査会の会長は、常務理事がこれに当たる。

2 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見書等の提出)

第4条 当該審査請求に係る審査請求人、参加人又は当該審査請求に係る個人情報を主管する課長（以下「審査請求人等」という。）は、審査会に対し、意見書、説明書又は資料（以下「意見書等」という。）を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見の陳述)

第5条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(調査審議手続の非公開)

第6条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第7条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、遅滞なく、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務施設課で処理する。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年9月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年3月1日から施行する。